

令和6年度古賀市地域活性化起業人（観光分野）募集要項

福岡県古賀市は、西日本中枢都市である福岡市と北九州市の間に位置する、人口約6万人の大都市近郊都市です。古くから交通の要衝として栄えてきたこともあり、交通の利便性が非常に高く、九州自動車道古賀インターチェンジやJRの駅が3つあり、九州最大の駅であるJR博多駅まで約20分でアクセスできます。

西側には玄界灘に面した白砂青松の美しい海岸線を誇る「うみ」、緑豊かな犬鳴山系が連なる「やま」、里山や田園風景が広がる「さと」、住宅地をはじめ中心市街地や工業団地が広がる「まち」があるコンパクトシティです。

国史跡船原古墳をはじめ貴重な遺跡群や史跡などの歴史資産もあり、また、いちごやみかんなどの農業も盛んなほか、多くの工場が立ち並ぶ「モノづくり」のまちとしても有名です。中でも食料品製造業の製造品出荷額が県内第2位を誇る「食のまち」としても知られています。

しかしながら、このような市の特徴を十分に生かしきれておらず、市民アンケートからは魅力的な観光地の不足が不満として挙げられ、本市の施策の中で重要視されるべき課題であることが分かりました。

このような中、令和5年度には、第5次総合計画やアクションプランに基づき、古賀市観光ブランドコンセプトを「つながり つくりあげよう ひとてま 歓幸。」とし、モノづくりの面白さで人の心を豊かにする「歓幸」へと取組をはじめたところです。今後は、一般社団法人古賀市観光協会や観光事業者などと協力して、持続可能な観光振興となるよう、本市観光の底上げが求められています。

そこで、企業で培われた知識・経験・ノウハウ・ネットワークなどを生かし、同時に観光振興に関し強い想いを持って、市内観光事業者や地域の方々と協力・連携ができ、高いコミュニケーション能力を有している方を古賀市地域活性化起業人として募集します。

【活動内容】

市の観光振興に関する業務

- (1) 市観光協会の組織体制の強化と自主財源の確保に関すること。
- (2) 市の観光振興をリードする若手育成に関すること。
- (3) 本市観光の底上げに関すること。

【募集対象】

古賀市地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）実施要綱に基づき、次のいずれも満たす方を対象とします。

- (1) 応募時点で年齢満30歳以上50歳未満の方。
- (2) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方。
- (3) 地域行事の参加や夜間の会議への出席など地域との関わりを積極的に持ち、事業者や市民の話に真摯に向き合い、観光振興に情熱を持って取り組める方。
- (4) 道路交通法第84条第3項に規定する普通自動車免許を有している（ペーパードライバーでなく、実際に運転できる）方。
- (5) パソコン（ワード・エクセル・パワーポイントなど）の一般的な操作のできる方。
- (6) SNS等のWEBを活用した情報発信ができる方。
- (7) 土・日及び祝日の勤務など不規則な職務に対応できる方。

【募集人数】

1名

【勤務地】

一般社団法人古賀市観光協会内

【雇用形態・期間】

- (1) 派遣社員は派遣元企業の社員としての身分を有したまま古賀市へ派遣する。
- (2) 派遣社員の派遣期間は、2025年03月31日までとする。
ただし、古賀市、派遣元企業協議の上、その期間を延長し、または短縮することができる。（最長3年）。
- (3) 地域活性化起業人としての活動を開始する着任日については相談に応じます。

【勤務日数】

20日／月

【就業条件等】

- (1) 派遣社員の勤務時間は、休憩時間を除き1週間あたり38時間45分とする。
- (2) 1日の勤務時間は7時間45分を割り振るものとする。
- (3) 古賀市の定める就業時間、休憩時間、休日など勤務に関する規定による。
休暇の付与日数及び付与条件については派遣元企業の規定によるものとする。
- (4) その他就業条件については、古賀市の条例、規則その他の規定に従うものとする。

※業務、活動内容により勤務時間は変更になることがあります。

※原則平日勤務となりますが、会議やイベントなどにより、土・日及び祝日に勤務となることもあります。

【社会保険】

派遣社員は、派遣期間中も派遣元企業の社員の加入する健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働災害補償保険の被保険者とする。

【給与の支給等】

- (1) 派遣社員の給与及び賞与は、派遣元企業の定める支給基準に従い、派遣元企業が派遣社員に直接支給する。
- (2) 派遣社員の通勤費は、派遣元企業の規定により派遣元企業が支給する。
- (3) 派遣社員の派遣期間中の業務に係る出張旅費は、一般社団法人古賀市観光協会の規定により一般社団法人古賀市観光協会が支給する。

【負担金】

派遣社員に関する給与、賞与、諸手当、健康保険・厚生年金保険・雇用保険・介護保険・労働災害補償保険の事業主負担分、及び退職金引当に係る負担金として、年額5,600,000円（課税仕入対象外）を上限に市が負担する。

【災害補償】

派遣社員が業務上又は通勤途上において死傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償は、派遣元企業の規程に基づき派遣元企業において処理するものとする。

【定期健康診断】

派遣社員に対する定期健康診断にかかる経費は派遣元企業が負担し、派遣元企業の規程により派遣元企業において行う。

【選考】

- (1) 第1次選考（書類選考）
書類選考の上、結果を応募者全員に文書またはメールで通知します。
※内容について、ご質問させていただく場合があります。
- (2) 第2次選考（面接）
第1次選考合格者を対象に次のとおり面接試験を行います。
 - 面接日：第1次選考合格者へ日程調整後、お知らせします。
 - 場 所：古賀市役所（オンライン可）
 - 内 容：個人面接

※第2次選考試験（面接）に要する交通費、宿泊費及び通信費等は個人負担となります。

(3) 最終選考結果の報告

最終結果（内示）は第2次選考終了後、文書で通知します。

【応募手続き】

(1) 応募受付期間

令和6年4月30日（火）～8月31日（土）（当日消印有効）

※郵送で受け付けます。なお、提出した書類は返却しません。

(2) 提出書類

①古賀市地域活性化起業人応募用紙（別添様式）

②現在の住民票（発行から3か月以内のもの）

③普通自動車運転免許証の写し

(3) 申し込み・お問合せ先

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1丁目1-1

古賀市役所建設産業部商工政策課 担当: 渋田、檀

電話 092-942-1176（直通）

E-mail : shoukou@city.koga.fukuoka.jp

古賀市地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱（令和3年3月30日付け総行応第78号総務省地域力創造グループ地域自立応援課長通知）に基づき、地域活性化や定住促進、さらには市へのひとの流れを創出するため、古賀市地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 三大都市圏 国土利用計画法（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。
- (2) 地域活性化起業人 古賀市地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）の目的を達成するための取組を推進する三大都市圏に所在する民間企業等の社員（入社後2年未満の者及び民間企業等からの派遣の際現に市の区域内に勤務する者を除く。）をいう。
- (3) 派遣元企業 前号の社員を古賀市に派遣する民間企業等をいう。

（業務）

第3条 地域活性化起業人は、古賀市地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）の目的を達成することをめざし、地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化、安心・安全につながる業務に従事するものとする。

（協定書の締結）

第4条 市長は、地域活性化起業人の身分、派遣等に関し必要な事項について、

この要綱に定めるもののほか、派遣元企業と協議の上、協定書により定めるものとする。

(委嘱と配属先)

第5条 地域活性化起業人は、派遣元企業で得たノウハウ及び知見を活かし、業務を遂行することができる経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 地域活性化起業人の配属先、職務内容及び勤務場所は、市があらかじめ派遣元企業と協議の上、定めるものとする。

(受入期間)

第6条 派遣元企業から地域活性化起業人を受け入れる期間(以下「受入期間」という。)は、6月以上とし、最長3年まで延長することができる。

2 受入期間を延長する場合は、1年ごとに延長するものとする。

(給与、経費負担等)

第7条 地域活性化起業人に対する給与、社会保険、経費負担等については、派遣元企業と市との協議の上、これを定めるものとする。

(勤務条件)

第8条 地域活性化起業人の勤務時間、休憩時間、休日、年次有給休暇等の勤務条件については、派遣元企業と市との協議の上、これを定めるものとする。

(災害補償)

第9条 地域活性化起業人が市の業務上又は通勤途上において死傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償は、派遣元企業の就業規則等の規定により派遣元企業が処理するものとする。

(解嘱)

第10条 市長は、地域活性化起業人が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。

(1) 自己の都合により辞任を申し出たとき。

- (2) 派遣元企業の都合により、業務を継続できなくなったとき。
- (3) 心身の故障のため、業務を遂行することが困難であると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域活性化起業人として必要な適格性を欠くと認められるとき。

(守秘義務)

第11条 地域活性化起業人は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長と派遣元企業の代表者が協議の上、市長が定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

古賀市地域活性化起業人応募用紙

氏 名 _____

地域活性化起業人に志望した動機は何ですか。

地域活性化起業人の活動に自分のどのような経験や能力を活かしたいですか。

活動のアイデア等を自由に記載してください。

※書ききれない場合は、欄を広げるか別紙で作成して添付してください。

※応募用紙に記載された個人情報は、個人情報保護法に基づき厳正に管理します。